

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第71号

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「同条第 1 号」を「同条第 1 項」に改める。

別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表中

「

102,000円	102,000円	204,000円	128,000円		
					2,700円
					2,300円
94,800円	94,800円	189,600円	118,900円		
22,800円	22,800円	45,600円	28,700円		
10,500円	10,500円	21,000円	13,200円		
23,000円	23,000円	46,000円			
4,600円	4,600円	9,200円			
40,000円	40,000円	80,000円	50,000円		
					2,700円
					2,300円
					4,600円
2,300円	2,300円	4,600円			
23,000円	23,000円	46,000円	28,000円		
					2,300円
5,700円	5,700円	11,400円			
3,100円	3,100円	6,200円	5,200円		
3,100円	3,100円	6,200円	5,200円		
				1,000円	
					1,300円

を

」

132,600円	132,600円	265,200円	166,400円		
					3,500円
					2,900円
123,200円	123,200円	246,400円	154,500円		
29,600円	29,600円	59,200円	37,300円		
13,600円	13,600円	27,200円	17,100円		
29,900円	29,900円	59,800円			
5,900円	5,900円	11,800円			
52,000円	52,000円	104,000円	65,000円		
					3,500円
					2,900円
					5,900円
2,900円	2,900円	5,800円			
29,900円	29,900円	59,800円	36,400円		
					2,900円
7,400円	7,400円	14,800円			
3,100円	3,100円	6,200円	5,200円		
3,100円	3,100円	6,200円	5,200円		
				1,500円	
					1,600円

に改める。

別表第4中

1日 100円 (300円)	11回分 1,000円 (3,000円)	
1日 200円 (500円)	11回分 2,000円 (5,000円) 25回分 4,000円 (10,000円)	1月券 2,000円 (4,000円) 1年券 16,000円 (32,000円)

を

「

1 日 150円 (450円)	11回分 1,500円 (4,500円)	
1 日 300円 (600円)	11回分 3,000円 (6,000円) 25回分 6,000円 (12,000円)	1 月券 2,400円 (4,800円) 1 年券 19,200円 (38,400円)

に改める。

」

別表第 6 中

「

11回分 1,000円 (3,000円)	
11回分 2,000円 (5,000円) 25回分 4,000円 (10,000円)	1 月券 2,000円 (4,000円) 1 年券 16,000円 (32,000円)

を

」

「

11回分 1,500円 (4,500円)	
11回分 3,000円 (6,000円) 25回分 6,000円 (12,000円)	1 月券 2,400円 (4,800円) 1 年券 19,200円 (38,400円)

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 1 条の 2 の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の名古屋市瑞穂公園条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の名古屋市瑞穂公園条例の規定に基づいて交付されている回数券等を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。